

令和 8 年 3 月 2 7 日
長 崎 県 水 産 部

くろまぐろの割当量の融通について

五島漁業協同組合長会及び対馬市漁業協同組合長会から、長崎県資源管理方針別紙 1-1 第 5 及び同別紙 1-2 第 4 の別に定める「くろまぐろ」について（令和 8 年 3 月 12 日変更）（以下、「県計画」という）第 3 の 6 の規定に基づき海区間の割当量の配分について協議が調った旨の報告がありましたので、その内容を公表します。

<配分前>

県計画第 3 の 2 の①に定める割当量について

	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小計
五島海区の小型魚割当量	112.763 トン	26.000 トン	138.763 トン
対馬海区の小型魚割当量	434.428 トン	15.655 トン	450.083 トン

<配分後>

県計画第 3 の 2 の①に定める割当量について

	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小計
五島海区の小型魚割当量	116.763 トン	26.000 トン	142.763 トン
対馬海区の小型魚割当量	430.428 トン	15.655 トン	446.083 トン